　0901-01-01



一般社団法人日本原子力学会

北海道支部　支部賞細則

平成29年3月31日　第2回北海道支部幹事会承認

（目的）

第１条　本細則は，「部会・連絡会・支部表彰制度規程」（0110）に基づき，北海道支部賞（以下，「支部賞」という）の種類や選考方法等を定めることを目的とする。

（趣旨）

第２条　北海道支部（以下，「支部」という）の活動に貢献のあった者に対して，その功績を称え表彰する。

（賞の種類）

第３条　支部賞として次の賞を設ける。

（１）支部功労賞

支部の活動に顕著な貢献のあった者。

（２）支部奨励賞

支部研究発表会などにおいて，優れた研究発表をおこなった者。

（受賞資格）

第４条　支部賞受賞資格を以下に定める。

（１）支部功労賞

個人または団体（会員，非会員を問わない）とする。

（２）支部奨励賞

概ね３５歳までの個人（会員，非会員を問わない）とする。

（選考方法）

第５条　選考方法を以下に定める。

（１）支部功労賞

　　　支部に所属する会員は，候補者を支部長に推薦する（自薦，他薦を問わない）。支部長は支部幹事会に諮り，採否を決定する。

（２）支部奨励賞

　　　支部幹事会が審査者を選定し，研究発表会における発表内容を評価して決定する。

（選考結果の報告）

第６条　各選考過程ならびに選考結果をすみやかに理事会に報告する。

（表彰）

第７条　支部賞受賞者には，表彰状と副賞を贈呈する。

（費用）

第８条　支部賞に関する費用は，支部より支出する。

（改定）

第９条　本細則の改定は，支部幹事会での審議を得て，支部大会ならびに理事会に報告するものとする。

（その他）

第１０条　本細則で定められていない事項については，支部幹事会で協議する。

附則

１　この内規は，平成18年4月7日から施行する。

２　改定履歴

①　平成23年2月14日　臨時支部総会承認

②　「北海道支部　支部賞細則」へ変更

平成29年3月31日　第2回北海道支部幹事会承認，平成29年5月25日　北海道支部大会報告，平成29年6月16日　第1回理事会報告

附則

１　平成29年3月31日改定の細則は，北海道支部大会報告の日から施行する。